政　令

気象業務法及び水防法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年四月十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第百四十一号

気象業務法及び水防法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、気象業務法及び水防法の一部を改正する法律（令和七年法律第八十六号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

気象業務法及び水防法の一部を改正する法律の施行期日は、令和八年五月二十九日とする。

国土交通大臣　金子　恭之

内閣総理大臣　高市　早苗

気象業務法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年四月十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第百四十二号

気象業務法施行令の一部を改正する政令

内閣は、気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第十三条の二第一項、第十五条第一項及び第十五条の二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

気象業務法施行令（昭和二十七年政令第四百七十一号）の一部を次のように改正する。

第五条の表に次のように加える。

洪水特別警報	洪水に関する特別警報

第八条第四号中「又は第三項」を「から第四項まで」に改める。

第九条の表土砂崩れ特別警報の項中「土砂崩れ特別警報」を「土砂崩れ特別警報洪水特別警報」に改める。

附　則

この政令は、気象業務法及び水防法の一部を改正する法律（令和七年法律第八十六号）の施行の日（令和八年五月二十九日）から施行する。

国土交通大臣　金子　恭之

内閣総理大臣　高市　早苗

法規的告示

○経済産業省告示第五十八号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第三項第二号イ、第三号及び第四号の規定に基づき、平成十六年経済産業省告示第百七十三号（輸出貿易管理令第四条第三項の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物）の一部を次の表のように改正する。

令和八年四月十七日

経済産業大臣　赤澤　亮正

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
輸出貿易管理令第四条第三項第二号イ、第三号及び第四号の経済産業大臣が告示で定める貨物は、同令別表第二の三五の三の項（一）及び（六）に掲げる貨物のうち、次のいずれかに該当するものとする。	輸出貿易管理令第四条第三項第二号イ、第三号及び第四号の経済産業大臣が告示で定める貨物は、同令別表第二の三五の三の項（一）及び（六）に掲げる貨物のうち、次のいずれかに該当するものとする。
一～三十　（略）	一～三十　（略）
三十一　ペルフルオロオクタン酸関連物質（次に掲げるものをいう。）	三十一　ペルフルオロオクタン酸関連物質であって次に掲げるもの
イ～ハ　（略）	イ～ハ　（略）
三十二　（略）	三十二　（略）
三十三　ペルフルオロ（ヘキサン－一－スルホン酸）関連物質（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第一条第一項第三十七号の規定に基づき化学物質を定める省令（令和八年厚生労働省、経済産業省、環境省令第三号）に規定するものをいう。）	（新設）
三十四～三十七　（略）	三十三～三十六　（略）

附　則

この告示は、令和八年六月十七日から施行する。

その他告示

○宮内庁告示第五号

天皇皇后両陛下は、愛媛県において開催される第七十六回全国植樹祭に御臨場、併せて地方事情を御視察のため、五月十六日から同月十七日まで同県へ行幸啓になる。

令和八年四月十七日

宮内庁長官　黒田武一郎

○総務省告示第百八十三号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和八年四月十七日

総務大臣　林　芳正

一　名　　称　米比主催多国間共同訓練バリカタン26参加部隊

二　国外派遣期間　令和八年五月九日まで

三　派遣人数（概数）　千四百人程度

四　派遣地域　フィリピン共和国